

もしもの時に知っておきたい、

災害が発生した場合の「ごみ」のこと



梅雨が明けても、これからは台風が発生しやすいシーズンになります。万が一の災害の発生に備えましょう。

もしも災害が発生した場合には、人命救助やライフラインの確保が最優先です。しかし、そ

の後には、後片付けの過程で「ごみ」が大量に発生し、大きな問題となります。

万が一の場合を想定して、災害発生時のごみ処理について、普段から考えておきましょう。

災害が発生した場合、「ごみ」はどうすればいいの？

☑ まず知っておこう、災害時の「ごみ」

大規模災害が発生した場合、普段の生活で発生する「生活ごみ」に加えて、災害によって壊れた家や建物から「災害廃棄物」が発生します。災害廃棄物には、建物の柱や瓦、コンクリートだけでなく、壊れた（濡れた）家具、畳、布団、ガラス、家電製品なども含まれます。

☑ 生活ごみはごみステーションへ

災害が発生した場合でも、生活ごみは、全世帯に配布してある「益城町ごみ収集カレンダー」に沿って、ごみステーションに出してください。ただし、大規模災害時には、同カレンダーの25ページを参考にしてください。



ごみ収集カレンダーをお持ちでない世帯は、問い合わせ先まで

☑ 災害廃棄物は仮置き場へ

災害の状況によって、町が仮置き場を開設します。災害廃棄物は、ごみステーションに出さず、分別した上で仮置き場に持ち込んでください。開設場所は、災害の規模により決定し、町ホームページ、SNS、防災無線などでお知らせします。

☑ 仮置き場へ持ち込む時の「分別」

災害廃棄物の状況にもよりますが、基本的には、「柱」「家具類」「布団」「家電4品目（洗濯機、テレビ、冷蔵庫、エアコン）」「パソコン」「その他家電」「金属」「ガラス類」「ソファ」「コンクリート」「瓦」「畳」の品目ごとに分別をお願いします。

☑ 仮置き場へ持ち込めないもの

プロパンガスボンベ、消火器、ガソリン、農薬などは、仮置き場に持ち込まないでください。処分ができないだけでなく、仮置き場で作業するスタッフやボランティアなどの身の危険にもつながります。処分については、専門業者に問い合わせてください。

☑ 平成28年熊本地震の教訓

熊本地震の時には、ごみが分別されずにごみステーションや災害廃棄物仮置き場に持ち込まれたため、ごみ処理に多くの人や費用、時間が必要になりました。災害発生時こそ、しっかり分別を！



問 住民保険課 環境衛生係 ☎ 289-8077